宍粟市スポーツ施設管理規則をここに公布する。

令和６年２月16日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市規則第５号

宍粟市スポーツ施設管理規則

（趣旨）

第１条　この規則は、宍粟市スポーツ施設条例（平成17年宍粟市条例第195号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、宍粟市スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）の管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用の申請）

第２条　条例第５条の規定によりスポーツ施設を使用しようとする者は、個人で使用する場合にあっては使用の日（以下「使用日」という。）まで、団体で使用する場合にあっては使用日の３日前までにスポーツ施設使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

（許可の順位）

第３条　使用の許可の順位は、使用の申請を受理した順位による。ただし、申請時において競合する場合は、団体で使用するものを優先して許可する。

（使用許可の変更又は取消し）

第４条　使用者が使用日の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の２日前までにスポーツ施設使用許可変更取消届に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第５条　条例第13条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の表の左欄に掲げる理由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

還付する理由	還付する額
１　使用者の責めによらない理由により使用しなかったとき。	使用料の10分の10
２　使用者が使用日の２日前までに使用許可の取り消しを申請した場合で、相当の理由があると認めるとき。	使用料の10分の９
３　その他特別の理由により使用しなかったとき。	使用料の10分の５

２　前項の規定により使用料の全部又は一部の還付を受けようとする者は、スポーツ施設使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

（使用料の免除）

第６条　条例第14条の規定により使用料の全部又は一部を免除することができる場合及び当該免除の割合は、別表のとおりとする。
２　条例第14条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、スポーツ施設使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。
３　前項の場合において、市長が免除となる理由を証する書類の提示を求めたときは、これに応じなければならない。

（遵守事項）

第７条　使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）　許可なく物品を販売しないこと。
（２）　所定の場所以外で火気を使用しないこと。
（３）　許可なく印刷物、ポスター等を展示し、又は配布しないこと。
（４）　許可を受けた設備器具等以外のものを使用しないこと。
（５）　スポーツ施設の運営上支障をきたすような行為をしないこと。
（６）　収容人員の定めがある施設は、定員を超えないこと。
（７）　施設、設備、備品等を損傷するおそれのある行為をしないこと。
（８）　騒音、怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
（９）　その他職員の指示に従うこと。
２　使用者（団体で使用する場合に限る。）は、前項に掲げる事項のほか、次の事項を守らなければならない。
（１）　スポーツ施設内外の秩序を保つため必要な整理のための人員を配置すること。
（２）　入場者に対し、前項に掲げる事項及び職員の指示する事項を守らせること。

（職員の立入り）

第８条　使用者は、使用中の場所に職員が職務上立ち入るときは、これを拒んではならない。

（事故報告）

第９条　使用者は、建物、設備、器具等を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその理由を付して市長に届け出なければならない。

（登録団体）

第10条　スポーツ振興及び青少年健全育成を目的とした団体は、スポーツ施設使用登録団体（以下単に「登録団体」という。）への登録の申請をすることができる。この場合において、登録を受けようとする団体は、スポーツ施設使用登録団体申請書を市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該団体を登録団体として登録するものとする。
３　登録団体の登録期間は、原則として毎年４月１日から翌年の３月31日までとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。
４　登録を継続して受けようとする登録団体は、登録期間の満了する日の１か月前までに、第１項の規定の例により手続を行わなければならない。

（利用料金の承認等）

第11条　条例第17条の規定によりスポーツ施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、利用料金を定めるときは、指定管理者はスポーツ施設利用料金承認申請書により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

２　市長は、前項の規定による申請を認めたときは、スポーツ施設利用料金承認書により指定管理者に通知するものとする。

３　スポーツ施設の利用料金を変更するときは、前２項の規定の例によるものとする。

（読み替え）

第12条　条例第17条の規定によりスポーツ施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第10条までの規定及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

（公表等）

第13条　市長は、第11条の規定により利用料金を承認したときは、公表するものとする。

２　指定管理者は、第11条の規定による利用料金の承認を得たときは、利用料金を利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

（補則）

第14条　この規則に定めるもののほか、スポーツ施設の管理について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第６条関係）

施設名等	免除することができる場合	免除の割合	
		使用料（冷暖房使用料を除く。）	照明料及び冷暖房使用料
山崎スポーツセンター スポニックパーク一宮 ・グラウンド ・体育館 ・テニスコート	①　市又は教育委員会が使用するとき。	10分の10	10分の10
	②　市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校又は中学校が教育上の目的で使用するとき。	10分の10	10分の10
	③　宍粟市スポーツ協会が大会等の主催行事に使用する場合で、市長がスポーツ振興のため必要と認めるとき。	10分の10	10分の５
	④　スポーツクラブ21ひょうご宍粟市推進委員会が大会等の主催行事に使用する場合で、市長	10分の10	10分の５

・温水プール（フリータイム） 波賀総合スポーツ公園 波賀市民グラウンド 宍粟市波賀Ｂ＆Ｇ海洋センター 波賀ふれあいサロン 宍粟市千種Ｂ＆Ｇ海洋センター	がスポーツ振興のため必要と認めるとき。		
	⑤　市内の登録団体、子ども会等が使用する場合で、市長が青少年の健全育成のため必要と認めるとき。	10分の10	10分の５
	⑥　市内のスポーツ団体が大会等の主催行事に使用する場合で、市長がスポーツ振興のため必要と認めるとき。	10分の10	適用なし
	⑦　市又は教育委員会が後援する大会等の行事に使用する場合で、市長がスポーツ振興のため必要と認めるとき。	10分の５	適用なし
	⑧　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校が教育上の目的で使用する場合（②に該当する場合を除く。）で、市長が特に必要と認めるとき。	10分の５	適用なし
	⑨　前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があり特に必要と認めるとき。	相当と認める割合	相当と認める割合
山崎スポーツセンター スポニックパーク一宮（コテージ・クラブハウス及びその他設備備品を除く。） 波賀総合スポーツ公園 波賀市民グラウンド 宍粟市波賀Ｂ＆Ｇ海洋センター 宍粟市千種Ｂ＆Ｇ海洋センター	①　市内に住所を有する出生の日から15歳に達する日以降の最初の３月31日までの間にある者が使用するとき。	10分の10	適用なし
	②　市内に住所を有する65歳以上の者が使用するとき。ただし、使用料を１人につき徴収する施設以外の施設を複数人で使用する場合は、その過半数が市内に住所を有する65歳以上の者であれば足りる。	10分の10	適用なし
	③　障がい者（条例第14条第４号に規定する者をいう。以下同じ。）及び当該障がい者が施設を利用する場合において当該障がい者を介護する者が使用するとき。	10分の10	適用なし